

【令和 4 年 10 月の介護報酬改定（臨時改定）による新たな加算の創設】

介護職員等の処遇改善を目的として、「**介護職員等ベースアップ等支援加算**」が創設された。

加算額	対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1 人当たり月額平均 9,000 円の賃金引上げに相当する額。対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な加算率を設定し、各事業所の介護報酬にその加算率を乗じて単位数を算出する
取得要件	処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所（現行の処遇改善加算の対象サービス事業所）。賃上げ効果の継続に資するよう、 加算額の 2/3 は介護職員等のベースアップ等 （「基本給」または「決まって毎月支払われる手当」の引上げ）に使用する
対象となる職種	介護職員。事業所の判断で、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう 柔軟な運用 を認める

【「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」の一部改正について】

①「一般介護予防事業」の内容の変更

- ・住民運営の通いの場 → 住民**主体**の通いの場
- ・リハビリテーション専門職等を活かした自立支援
→ リハビリテーション**に関する専門的知見を有する者**を活かした自立支援
- ・生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指すこと
→ 生きがい・役割をもって生活できる地域**を構築することにより、介護予防を推進すること**

②「好事例・マニュアル等」の提供部分への追記

令和 4 年 3 月の改訂により、最新の介護予防の取組方法・評価指標に沿った内容へ更新された「**介護予防マニュアル**」第 4 版（厚生労働省）を参照する旨が追記された。

③「総合事業の上限管理」について一部変更

個別判断に基づく申請には、**費用通減計画を作成する必要がある等**の変更が加えられた。

【「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」の一部改正について】

①入所判定対象者の判定における特例入所の対象者について

要介護 1 又は 2 の方の特例的な施設への入所申し込みについて、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関し、4つの事情を**十分**に考慮するということに加え、「地域の実情等も踏まえ、**各自治体において必要と認める事情**があれば、それも考慮する」ことが追加された。

②入所の必要性の高さを判断する基準のその他の勘案事項について

居宅サービスの利用に関する状況などが考えられることに加え、「**要介護 1 又は 2 の人**について、**居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある状況などが考えられること**」が追加された。

【「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン」（令和５年４月）の施行について】

介護支援専門員資質向上事業として、「介護支援専門員資質向上事業ガイドライン」（令和５年４月）が発出され、令和６年４月より施行されることになった。

【「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布について】＊一部を除き、令和６年４月１日施行

①こども・子育て支援の拡充

出産育児一時金の支給額引き上げ	42万円→50万円に引き上げ（令和５年４月より）。支給費用の一部は後期高齢者医療制度からも支援
産前産後期間における国民健康保険料（税）の免除	産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その相当額を国・都道府県・市町村で負担

②高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し

後期高齢者負担率の設定の見直し	「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率を同じとなるようにする
前期高齢者の医療給付費を保険者間で調整する仕組み	被用者保険者においては報酬水準に応じて調整する仕組みの導入等を行う

③医療保険制度の基盤強化等

都道府県医療費適正化計画の充実など	計画に記載すべき事項を充実させるとともに、都道府県ごとに保険者協議会を必置として計画の策定・評価に関与する仕組みを導入する
国民健康保険運営方針の運営期間の法定化	都道府県が策定する国民健康保険運営方針の運営期間を法定化（６年）。医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載とする
退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みの廃止	経過措置として存続する退職被保険者の医療給付費等を被用者保険者間で調整する仕組みについて、対象者の減少や保険者等の負担を踏まえて廃止する

④医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

かかりつけ医機能の強化	国民への情報提供の強化や、かかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みを構築し、協議を踏まえて医療・介護の各種計画に反映する
-------------	---

医療・介護サービスの質の向上	医療保険者と介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を一体的に実施することとし、介護保険者が行う当該事業を地域支援事業として位置付ける
データベースの整備	医療法人や介護サービス事業者に経営情報の報告義務を課した上で当該情報に係るデータベースを整備する
地域医療連携推進法人制度	一定の要件のもと個人立の病院等や介護事業所等が参加できる仕組みを導入する
出資持分の定めのある医療法人が出資持分の定めのない医療法人に移行する際の計画の認定制度	期限の延長(令和5年9月末→令和8年12月末)等を行う